平成２１年（フ）第６号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4760番地
破産者　山内　政信
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３５号
熊本県阿蘇市内牧1214番地　コーポ阿蘇Ｂ棟105号、破産手続開始決定時の住所熊本県阿蘇市波野大字小地野1326番地
破産者　山部　昭二
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１０８０号
兵庫県尼崎市立花町１丁目18番23号
破産者　桝賀　政美
1　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
2　一般調査期日　平成22年９月９日午前11時
平成22年６月14日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０３号
奈良県香芝市下田西４丁目193番地の８
ビーバードルチェ香芝703号
破産者　宮尾　隆一
1　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午後３時30分
平成22年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３２８号
大阪府富田林市木戸山町３番16号
破産者　山喜株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年９月16日午前10時
平成22年６月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９６号
高知県香南市夜須町西山1752番地３
破産者　國光　政時
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年９月14日午後１時30分
平成22年６月15日　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８０２号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番330―102号
破産者　魚勝こと　北野　勝
1　破産債権の届出期間　平成22年７月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月13日午後２時
平成22年６月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
さいたま市見沼区大字御蔵1102番地23、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字東宮下552番地８
破産者　高橋　正利
1　破産債権の届出期間　平成22年７月26日まで
2　一般調査期日　平成22年９月27日午後３時
平成22年６月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
山口市大内矢田939番地８
破産者　横川　文夫
1　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
2　一般調査期日　平成22年９月17日午前11時30分
平成22年６月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
山口市大内矢田939番地８
破産者　横川　百代
1　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
2　一般調査期日　平成22年９月17日午前11時40分
平成22年６月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
大分県杵築市大字守江1437番地の８
破産者　新和海運有限会社
1　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午後２時30分
平成22年６月14日
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第４９９号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1288番地５、開始決定時の住所宮崎県児湯郡新富町富田１丁目17番地２
破産者　濵砂　正昭
特別調査期間　平成22年７月14日から平成22年７月21日まで
平成22年６月14日　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第９０号
愛知県高浜市田戸町２丁目２番地24
破産者　株式会社三和
1　期日　平成22年８月30日午後４時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月15日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第３２２号
大阪市北区梅田２丁目５番８号
破産者　株式会社ワイドグループ
1　期日　平成22年７月22日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８８号
大阪市北区堂島３丁目３番22号
破産者　株式会社アクアティックグループ
1　期日　平成22年７月22日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２８５号
山口市仁保中郷801番２地
破産者　山下工業株式会社
異議申述期間　平成22年７月13日まで
平成22年６月11日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
東京都江東区亀戸３丁目12番３―305号、申立時の住所山口県周南市遠石２丁目12番32号
破産者　芝　義洋
異議申述期間　平成22年７月16日まで
平成22年６月15日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６２号
熊本県山鹿市蒲生1596番地
破産者　井垣　賢治
異議申述期間　平成22年８月５日まで
平成22年６月15日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１５７７号
大阪府池田市石橋３丁目５番13号　ＯＨＪＩハイツ201　杉本方、前住所大阪府高槻市清水台１丁目８番26号
破産者　エトるソワこと　山本　憲二
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７７号
大阪市福島区吉野１丁目20番27―803号
破産者　山道　幸呼
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６４９号
宮崎県東諸県郡国富町大字嵐田847番地１、開始決定時の住所宮崎市高岡町五町142番地１
破産者　井野　憲一
異議申述期間　平成22年８月31日まで
平成22年６月15日　宮崎地方裁判所破産係